

福岡県公報

平成23年8月1日
第3286号

目次

告示(第1288号-第1294号)

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 1
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等
(森林保全課) …………… 2
- 解除に係る保安林の所在場所等
(森林保全課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) …………… 3
- 道路の区域の変更
(道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更
(道路維持課) …………… 3
- 青少年に有害な図書類の指定
(青少年課) …………… 4

公告

- 落札者等の公示
(システム管理課) …………… 4
- 福岡県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦
(労働政策課) …………… 5

公安委員会

- 駐車監視員資格者講習の実施
(警察本部駐車対策課) …………… 5

告示

福岡県告示第1288号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成23年7月8日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 行橋サンバル
 - 所在地 福岡県行橋市北泉三丁目3番3号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社丸和 代表取締役 根石義弘 福岡県北九州市小倉北区大手町10番10号	株式会社ユアーズ 代表取締役 根石紀雄 広島県安芸郡海田町南堀川町4番11号
メガネの正視堂 代表取締役 白井芳晴 福岡県行橋市中央二丁目5番20号	株式会社メガネの正視堂 代表取締役 白井芳晴 福岡県行橋市中央二丁目5番20号
くすりのコウエイ 代表取締役 田中元伸 福岡県田川市新町23番47号	株式会社くすりのコーエイ 代表取締役 田中元伸 福岡県田川市新町23番47号
株式会社ジェリコ 代表取締役 早川陽一 福岡県中津市牛神西新池403	株式会社ジェリコ 代表取締役 早川陽一 福岡県中津市牛神西新池403
スイートガーデン 代表取締役 友田雅己 京都府京都市中京区烏丸通り御池下る虎屋町556番地1	株式会社スイートガーデン 代表取締役 花井秀年 福岡県筑後市下北島730
花のふじ 代表取締役 庄野幸治 福岡県行橋市大橋三丁目6番32号	花のふじ 代表取締役 庄野幸治 福岡県行橋市大橋三丁目6番32号

株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号	株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号
株式会社わんわんハウス 代表取締役 大山田真美 福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14番 3 号	有限会社ステップワン 代表取締役 末松健司 福岡県築上郡築上町大字松丸489 - 1
株式会社三貴 代表取締役 木村和臣 東京都千代田区神田神保町三丁目29番 1 号	有限会社トークファイブ 代表取締役 長友好文 福岡県福岡市博多区東那珂 1 - 6 - 37 - 10
株式会社ヤマノリテール 代表取締役 山野義友 東京都渋谷区代々木一丁目30番 7 号	株式会社元気屋行橋 代表取締役 坂口 亮 福岡県福岡市中央区梅光園 1 - 2 - 7 - 603
タカチホカメラ 代表取締役 今里卓爾 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目19番 3 号	株式会社スクラムコーポレーション 代表取締役 江崎 禪 大阪府大阪市中央区久太郎町 3 - 4 - 12
ひよこ 代表取締役 石坂博史 福岡県福岡市南区向野一丁目16番13号	株式会社ワッツオースリー販売 代表取締役 越智正直 大阪府大阪市中央区城見 1 - 4 - 70
フランソア 代表取締役 杉原 昇 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目 1 番 1 号	有限会社プチ 代表取締役 小田 倆 広島県広島市西区己斐本町 1 - 8 - 30
本のこんどう 代表取締役 近藤正寛 福岡県田川市本町13番25号	

福岡県告示第1289号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年 8 月 1 日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2064号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1290号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年 8 月 1 日

福岡県知事 小 川 洋

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字上須恵字東ノ谷4の5、7の7、大字須恵字城山2の9、2の10、3の17

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字植木字大谷49の33、大字上須恵字東ノ谷7の7、大字須恵字城山2の10

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字上須恵字東ノ谷4の5、7の7、大字須恵字城山2の10
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第1291号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ダイレックス筑紫野店
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南三丁目1番2ほか
- 2 意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
特になし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
小中学校児童・生徒の登下校等の安全確保（特に美しが丘南5号線について）
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
可燃性廃棄物に含まれる紙くずなどは、リサイクル可能なものは分別し、廃棄物減量化に努めること。
- (4) 防災・防犯対策への協力
児童生徒の万引き、非行等については学校と連携を密にしてほしい。
- (5) 騒音の発生に係る事項

夜間に駐車場内のアイドリング禁止についての看板設置等の対応。

- (6) 廃棄物に係る事項等
一般廃棄物は市の分別方法に従うこと。
- (7) 街並みづくり等への配慮等
- ① 施設の屋外照明について、省エネに配慮したものを設置すること。
- ② 駐車場の照明は向きを考えて、周辺住居に影響を与えないよう十分配慮すること。
- (8) その他
特になし

福岡県告示第1292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	一般国道	385線	前	久留米市城島町四郎丸106番1先から 久留米市城島町四郎丸86番1先まで	14.1 ～ 15.8	84.0
			後	久留米市城島町四郎丸106番1先から 久留米市城島町四郎丸86番1先まで	14.1 ～ 44.2	84.0

福岡県告示第1293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
久留米	県道	久留米城島線大川	前	三潞郡城島町大字江島638番先から 三潞郡城島町大字青木島438番3先まで	5.3 ～ 24.2	1,547.4	
			前	三潞郡城島町大字江島638番先から 三潞郡城島町大字青木島438番3先まで	15.0 ～ 19.2	2,080.9	国道385号重用延長412.9メートル
			後	久留米市城島町江島636番1先から 久留米市城島町青木島438番3先まで	5.3 ～ 24.2	1,547.4	

福岡県告示第1294号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成23年8月1日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代8月号	雑誌15277-08	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長

2	実話時報8月号	雑誌05167-8	株式会社竹書房	し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
3	実話ドキュメント8月号	雑誌05267-8	株式会社竹書房	

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年8月1日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る物品の名称及び数量
大型電子計算機業務のサーバ移行機器等の賃貸借72ヶ月
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部システム管理課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成23年6月7日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
日通商事株式会社福岡支店
 - 住所
福岡市博多区下呉服町1-1
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
127,386,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日

平成23年4月27日

公告

第37期福岡県労働委員会の委員の任期満了に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定めるところにより次期委員の候補者の推薦を求める。

平成23年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体

- 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
- 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

- 労働組合の場合
 - ア 推薦書 2部
 - イ 労働者委員候補者調書 2部
 - ウ 労働組合資格証明書 2部
 - エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部
- 使用者団体の場合
 - ア 推薦書 2部
 - イ 使用者委員候補者調書 2部
 - ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部
 - エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

- 平成23年8月1日（月）から同年8月26日（金）まで
- 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第200号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成23年8月1日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

		講習期日	講習時間	講習場所
第1回	講義	平成23年9月6日（火）及び 同年9月7日（水）の2日間	午前9時00分 } 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル
	修了審査	平成23年9月13日（火）	午前9時00分 } 午後0時30分	

2 申込み受付期間

平成23年8月8日（月）から平成23年8月26日（金）まで（福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課及び最寄りの福岡県内の警察署（交番、駐在所等では受理しない。）

4 申込みに必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（上記申込み場所で交付）
- (2) 写真 1枚（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）

5 講習受講手数料

19,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

6 申込み要領等

- (1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、受講者本人が行うこと。代理人が受講申込を行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状を併せて持参すること。
- (2) 受講人員は60名であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。
- (3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (2) 上記(1)に規定する欠格事由
 - ア 18歳未満の者
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ウ 禁錮以上の刑等に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - エ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12

条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

- カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- キ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者
- ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者
- (3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習会場は、駐車場に限りがあることから、自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部駐車対策課（駐車管理第一係（電話092-641-4141内線5297））に問い合わせること。